

県民・事業者の皆様へ ～緊急事態宣言対象区域からの解除にあたって～

本日5月21日、兵庫県は、緊急事態宣言対象区域（特定警戒都道府県）から解除されました。4月7日に指定されて以来の新型コロナウイルス感染症対策による発症患者数の減少によるものです。県民、事業者、特に医療関係の皆様のご協力とご尽力に心から感謝します。

この解除に伴い、感染拡大防止を基本としつつ社会経済活動にも配慮するため、5月23日から一部の施設を除き、休業要請を解除します。

緊急事態宣言は解除されましたが、今後とも、感染拡大の第2波にも備えていかなければなりません。

県民、事業者の皆様には、引き続き、感染防止にご協力をお願いします。

1 県民の皆様へ

- 不要不急の外出を控えてください。
- 不要不急の旅行や帰省等、特定警戒都道府県や府県をまたぐ移動を控えてください。
- 夜の繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケなどの利用を自粛してください。
- 「3つの密」の懸念のある集会・イベントへの参加を避けてください。

2 事業者の皆様へ

- ナイトクラブ、カラオケ、ライブハウス、スポーツジムなどこれまで全国でクラスターが発生した施設等については、引き続き休業にご協力をお願いします。
- 営業施設にあっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、適切な感染防止対策を行ってください。
- 全国的かつ大規模なイベントは、引き続き中止又は延期をお願いします。
- 在宅勤務（テレワーク）やTV会議、職場でのローテーション勤務、時差出勤など人との接触を減らす取組をお願いします。

3 第2波への備え

「3つの密」（密閉、密集、密接）を避ける、「3つの自粛」（外出自粛、営業自粛、通勤自粛）を行う新しい生活スタイルにご協力ください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止を基本としつつ、社会経済活動の本格的な再開への新たなステージに向けて、県民、事業者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。